

特記仕様書

〔業務の目的について〕 □

本業務は、既設水道管に耐震補強金具を設置することが可能か確認するものである。試掘後、既設水道管の土被り及び他企業管との離隔距離等を試験掘結果報告書（請負工事マニュアル参照（市ホームページ ID：18559））に記し、工事写真と共に提出すること。

〔他業務との協力について〕 □

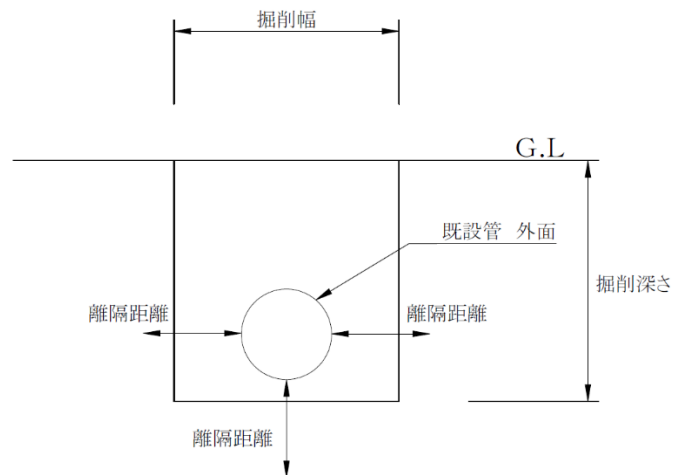
別に発注する既設水道管の現地材質調査業務の受注者と連絡調整を密に取り合い、材質調査が円滑に進むよう協力すること。

〔耐震補強金具設置可能判定について〕

1 離隔距離について□

以下に示す管の外面からの離隔距離内に支障物等が無いか確認し、耐震補強金具設置可能判定を行うこと。離隔距離が試掘掘削範囲外に入る場合は、探查棒等を使用し、支障物等の確認を行うこと。

口径	離隔距離
φ 150mm	300mm
φ 200mm	300mm
φ 250mm	350mm
φ 300mm	350mm
φ 350mm	350mm
φ 400mm	350mm
φ 600mm	450mm



2 既設水道管の状態について□

既設水道管の腐食及び漏水の有無を確認すること。また、既設水道管の状態を試験掘結果報告書に記し、工事写真と共に提出すること。

〔工事関係書類について〕 □

受注者は、請負工事マニュアル及び水道工事標準仕様書（市ホームページ ID：18559）に従い、工事関係書類を提出すること。

〔再委託の禁止について〕 □

受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

〔施工について〕

受注者は、水道工事標準仕様書及び本特記仕様書に従い、施工すること。

1 建設廃棄物処分について□

- (1) 本業務の施工により発生するアスファルト塊、廃路盤材は産業廃棄物であるので、国土交通省「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、受注者の責任において、適切に処理しなければならない。
- (2) 本業務の施工により発生するアスファルト塊の処分地は以下の通りである。ただし、処分地の都合により変更することがある。

施工期間	処分地	運搬距離	施工箇所
夜間	寝屋川市葛原二丁目 14 番 16 号	4.5 km	宇谷町・池の瀬町地区
夜間	寝屋川市葛原二丁目 14 番 16 号	3.0 km	音羽町外 2 町地区
昼間	寝屋川市葛原二丁目 14 番 16 号	6.5 km	梅が丘一丁目地区
夜間	寝屋川市葛原二丁目 14 番 16 号	2.0 km	池田本町外 3 町地区
昼間	寝屋川市葛原二丁目 14 番 16 号	5.5 km	明德一丁目・明德二丁目地区
夜間	寝屋川市葛原二丁目 14 番 16 号	1.5 km	黒原橋町外 2 町地区

- (3) 本業務の施工により発生する無筋コンクリート塊の処分地は以下の通りである。ただし、処分地の都合により変更することがある。

施工期間	処分地	運搬距離	施工箇所
夜間	寝屋川市葛原二丁目 14 番 16 号	2.0 km	池田本町外 3 町地区

- (4) 本工事の施工により発生する廃路盤材の処分地は以下の通りである。ただし、処分地の都合により変更することがある。

施工期間	処分地	運搬距離	施工箇所
夜間	門真市四宮二丁目 1 番 1 号	5.5 km	宇谷町・池の瀬町地区
夜間	門真市四宮二丁目 1 番 1 号	5.0 km	音羽町外 2 町地区
昼間	摂津市鳥飼本町二丁目 4 番 54 号	10.0 km	梅が丘一丁目地区
夜間	門真市四宮二丁目 1 番 1 号	4.0 km	池田本町外 3 町地区
昼間	摂津市鳥飼本町二丁目 4 番 54 号	9.0 km	明德一丁目・明德二丁目地区
夜間	門真市四宮二丁目 1 番 1 号	3.0 km	黒原橋町外 2 町地区

- (5) 受注者は、受入承諾書、建設廃棄物処理委託契約書の写し、処分経路図を業務着手前に提出すること。また、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等とそれぞれ個別に直接契約し、着手前に処分業許可証及び収集運搬業許可証の写しを提出すること。
- (6) 受注者は、処理証明書、マニフェスト、処分状況写真及び経路写真、その他関係書類を業務完了後に提出すること。
- (7) 受注者は、使用する運搬車両に「産業廃棄物収集運搬車」を表示し、業務完了後に表示車両の写真を提出すること。

2 交通規制について□

受注者は、現場の交通規制等を把握し、道路使用許可条件を守ること。その内容を工事関係者全てに周知すること。

3 安全費に関わる交通整理員について□

(1) 本業務期間中における交通整理員は以下を見込んでいる。

交通誘導警備員 B (昼間) : 15 人

交通誘導警備員 A (夜間) : 6 人

交通誘導警備員 B (夜間) : 38 人

(2) 受注者は、施工中有能な交通整理員を配置し、現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、施工地域内外全般の監視及び連絡を行わせ、安全確保に努めるものとする。

4 経費について

本業務における積算歩掛の適用年度は令和 7 年度 (2025 年度) とし、その他経費計算の各種条件等は次表のとおりとする。

補正項目	補正内容
工種区分	開削工事及び小口径推進工事等
現場環境改善 (率分) 計上区分	計上しない
現場環境改善 (率分) 補正	計上しない
施工地域・工事場所による補正	市街地 (DID 補正) 【共通仮設費率×1.2、現場管理費率×1.1】
緊急工事補正 (施工時期と重複しない)	補正なし【現場管理費率+0%】
砂防・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし【現場管理費率+0%】
前払金支出割合区分	35%を超えるもの【一般管理費率×1.00】
契約保証に係る補正	金銭的保証を必要とする場合 【一般管理費率+0.04%】
消費税率	10%
週休 2 日補正	補正なし 【共通仮設費率×1.00、現場管理費率×1.00】

5 積算単価及び歩掛について

本業務において、下記に示す工種については以下のとおりとする。

(1) アスファルト合材

材料の運搬には小型車割増【+1,500 円/ t】を見込み、夜間施工の場合にはこれに加えて夜間割増【+500 円/ t】を見込んでいる。

(2) 復元測量

工種	名称	数量
引照点確認 1点	測量主任技師	0.128 人
	測量技師補	0.128 人
	測量助手	0.076 人
復元測量 1点	測量主任技師	0.117 人
	測量技師補	0.117 人
	測量助手	0.056 人

6 地元企業の活用促進等について□

- (1) 受注者は、請負の一部を他の建設業者と下請契約をする場合は、寝屋川市内に本店・支店を有する地元業者に発注することに努め、選定に当たっては、その業務の施工に関し、建設業法の規定を満たす者とする。
- (2) 受注者は、下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を守ること。
- (3) 受注者は、施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入又はリース業者、警備業務、運送業務等についても、寝屋川市内に本店・支店を有する地元業者の活用、地元資材の優先的使用に努めること。
- (4) 受注者は、労働者の雇用にあたっては、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者を積極的に雇用するよう配慮すること。

7 本工事における作業日及び作業時間帯について□

- (1) 本工事における作業日は、原則月曜日から金曜日とする（休日を除く）。また、これにより難しい場合には事前に発注者と協議を行い、許可を得るものとする。
- (2) 本工事における作業時間帯は、原則として次表のとおりとする。

施工期間	作業時間（1時間の休憩を含む）	道路使用許可時間帯
昼間	午前8時30分～午後5時30分	午前9時～午後5時
夜間	午後9時30分～午前6時30分	午後10時～午前6時

- (3) 前項に規定する作業時間帯により難しい工種については、発注者、地元及び所轄警察署等関係機関と調整のうえ、所定の手続きを経て前項に規定する作業時間帯以外の作業時間帯とすることができるものとする。

8 その他について□

- (1) 本業務の積算について、一部施工パッケージ型積算方式を使用している。
- (2) 受注者は、建設業法を守ること。
- (3) 受注者は、請負工事マニュアルを守ること。
- (4) 受注者は、業務着手前に再生資源利用計画書及び再資源利用促進計画書、業務完了後に再生資源利用実施書及び再生資源促進実施書の印刷物及び電子データ（Excel 等）を提出すること。
- (5) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図を提出し、現場に掲示を行うこと。
- (6) 受注者は、特定建設作業実施届出書を寝屋川市環境部環境保全課に届出を行い、その写しを提出すること。
- (7) 受注者は、3 t 規制等の規制道路を使用する場合は、規制解除の申請を行うこと。
- (8) 受注者は、本業務の施工時期について、施工範囲が重なる他工事の施工者及び発注者と協議・調整を行うこと。

9 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応□

- (1) 本業務の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれている。
- (2) 受注者は、本業務の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本業務の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。業務等を継続する場合に受注者は、本業務等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本業務の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。業務等を継続する場合に受注者は、本業務等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

(6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、業務の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

10 業務に伴う各種保険の取扱いについて□

受注者は、業務に伴う各種保険については、次表に掲げる証明書を提出しなければならない。

保険の種類	契約先	提出証明書
建設業退職金共済 中小企業退職金共済法	独立行政法人勤労者退職金共済機構 建退協大阪府支部	建退共掛金収納書の写し (銀行印のあるもの) 中小企業退職金共済加入証明書
労働者災害補償保険 労働者災害補償保険法	北大阪労働基準監督署	労働保険成立証明書
工事保険	民間の損害保険会社	保険会社と請負業者との契約書の写し 請負金額に見合った保険に加入